

阿蘇市行政不服審査手続等を定める規則（素案）

（趣旨）

第1条 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び阿蘇市行政不服審査手続等を定める条例(平成28年阿蘇市条例第●●号。以下「条例」という。)に基づく審査請求に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において用いる用語の意義は、条例の例による。

（審査請求の受付等）

第3条 条例第3条第2項に規定する審査請求書は、様式第1号とする。

2 条例第3条第2項に規定する不作為についての審査請求書は、様式第2号とする。

3 条例第3条第3項に規定する審査請求録取書は、様式第3号とする。

4 条例第3条第3項に規定する不作為についての審査請求録取書は、様式第4号とする。

5 条例第3条第5項に規定する代表者資格証明書は、様式第5号とする。

6 条例第3条第6項に規定する代表者資格喪失届出書は、様式第6号とする。

7 条例第3条第7項に規定する総代互選書は、様式第7号とする。

8 条例第3条第8項に規定する総代解任届出書は、様式第8号とする。

9 条例第3条第9項に規定する委任状は、様式第9号とする。

10 条例第3条第10項に規定する代理人解任届出書は、様式第10号とする。

11 条例第3条第11項に規定する審査請求人地位承継届出書は、様式第11号とする。

12 条例第3条第12項に規定する審査請求人地位継承許可申請書は、様式第12号とする。

13 条例第3条第13項に規定する審査請求人地位継承許可決定書は、様式第13号とする。

14 条例第3条第13項に規定する審査請求人地位継承不許可決定書は、様式第14号とする。

15 条例第3条第14項に規定する審査請求人地位継承通知書は、様式第15号とする。

（審査請求の不備の補正）

第4条 条例第4条第2項に規定する補正命令書は、様式第16号とする。

2 条例第4条第4項に規定する補正書は、様式第17号とする。

（審査請求の取下げ）

第5条 条例第6条第1項に規定する審査請求取下書は、様式第18号とする。

2 条例第6条第3項に規定する審査請求取下通知書は、様式第19号とする。

（執行停止の申立）

第6条 条例第7条第1項に規定する執行停止申立書は、様式第20号とする。

2 条例第7条第2項に規定する執行停止に係る意見聴取書は、様式第21号とする。

3 条例第7条第3項に規定する執行停止決定書は、様式第22号とする。

4 条例第7条第4項に規定する執行停止申立却下決定書は、様式第23号とする。

5 条例第7条第5項に規定する執行停止取消通知書は、様式第24号とする。

(審理員の指名等)

第7条 条例第9条第1項に規定する審理員候補者名簿は、様式第25号とする。

2 条例第9条第2項に規定する審理員指名書は、様式第26号とする。

3 条例第9条第4項に規定する審理員指名通知書は、様式第27号とする。

4 条例第9条第5項に規定する審理員指名取消書は、様式第28号とする。

5 条例第9条第5項に規定する審理員指名取消通知書は、様式第29号とする。

6 条例第9条第6項に規定する審理総括者指定取消書は、様式第30号とする。

(総代の互選の命令)

第8条 条例第12条第1項に規定する総代互選命令書は、様式第31号とする。

2 条例第12条第2項に規定する総代互選通知書は、様式第32号とする。

3 条例第12条第3項に規定する総代解任通知書は、様式第33号とする。

(審査請求への参加等)

第9条 条例第13条第1項に規定する参加許可申請書は、様式第34号とする。

2 条例第13条第2項に規定する審査請求参加許可決定書は、様式第35号とする。

3 条例第13条第2項に規定する審査請求参加決定通知書は、様式第36号とする。

4 条例第13条第3項に規定する審査請求参加不許可決定書は、様式第37号とする。

5 条例第13条第4項に規定する参加取下書は、様式第38号とする。

6 条例第13条第5項に規定する参加取下通知書は、様式第39号とする。

7 条例第13条第7項に規定する審査請求参加取消通知書は、様式第40号とする。

8 条例第13条第8項に規定する審査請求参加要求書は、様式第41号とする。

(弁明書)

第10条 条例第14条第1項に規定する弁明書提出要求書は、様式第42号とする。

2 条例第14条第2項に規定する弁明書提出通知書は、様式第43号とする。

3 条例第14条第2項に規定する弁明書は、様式第44号とする。

4 弁明書には、次の各号のいずれかの区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 処分についての審査請求に対する弁明書 処分内容及び理由

(2) 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

5 条例第14条第4項に規定する反論書等提出期限設定通知書は、様式第45号とする。

(反論書等)

第11条 条例第15条第1項に規定する反論書送付通知書は、様式第46号とする。

2 条例第15条第1項に規定する反論書は、様式第47号とする。

3 条例第15条第2項に規定する意見書送付通知書は、様式第48号とする。

4 条例第15条第2項に規定する意見書は、様式第49号とする。

5 条例第15条第3項に規定する反論書提出通知書は、様式第50号とする。

6 条例第 15 条第 3 項に規定する意見書提出通知書は、様式第 51 号とする。

(審理手続の申立てに関する意見の聴取)

第 12 条 条例第 16 条第 1 項に規定する意見聴取出席要請書は、様式第 52 号とする。

2 条例第 16 条第 2 項に規定する意見聴取結果記録書は、様式第 53 号とする。

3 条例第 16 条第 3 項に規定する審理手続期日等通知書は、様式第 54 号とする。

(口頭意見陳述)

第 13 条 条例第 17 条第 1 項に規定する口頭意見陳述申立書は、様式第 55 号とする。

2 条例第 17 条第 2 項に規定する意見聴取実施通知書は、様式第 56 号とする。

3 条例第 17 条第 2 項に規定する意見聴取を実施しない旨の通知書は、様式第 57 号とする。

4 条例第 17 条第 3 項に規定する補佐人帯同許可申請書は、様式第 58 号とする。

5 条例第 17 条第 4 項に規定する帯同許可決定書は、様式第 59 号とする。

6 条例第 17 条第 4 項に規定する帯同不許可決定書は、様式第 60 号とする。

7 条例第 17 条第 5 項に規定する口頭意見陳述聴取結果記録書は、様式第 61 号とする。

(物件の提出要求)

第 14 条 条例第 18 条第 1 項に規定する証拠書類等送付通知書(審査請求人又は参加人用)は、様式第 62 号とする。

2 条例第 18 条第 2 項に規定する証拠書類等預かり書は、様式第 63 号とする。

3 条例第 18 条第 2 項に規定する証拠書類等提出通知書は、様式第 64 号とする。

4 条例第 18 条第 3 項に規定する証拠書類等送付通知書(担当課等用)は、様式第 65 号とする。

5 条例第 18 条第 5 項に規定する証拠書類等提出記録書は、様式第 66 号とする。

(物件の提出要求)

第 15 条 条例第 19 条第 1 項に規定する物件提出要求申立書は、様式第 67 号とする。

2 条例第 19 条第 2 項に規定する物件提出要求実施決定書は、様式第 68 号とする。

3 条例第 19 条第 2 項に規定する物件提出要求を実施しない旨の決定書は、様式第 69 号とする。

4 条例第 19 条第 3 項に規定する物件提出要求書は、様式第 70 号とする。

5 条例第 19 条第 4 項に規定する物件預かり書は、様式第 71 号とする。

6 条例第 19 条第 4 項に規定する物件提出通知書は、様式第 72 号とする。

7 条例第 19 条第 5 項に規定する物件の提出を拒否した旨の通知書は、様式第 73 号とする。

8 条例第 19 条第 6 項に規定する物件提出記録書は、様式第 74 号とする。

(参考人陳述)

第 16 条 条例第 20 条第 1 項に規定する参考人陳述申立書は、様式第 75 号とする。

2 条例第 20 条第 2 項に規定する参考人陳述実施通知書は、様式第 76 号とする。

3 条例第 20 条第 2 項に規定する参考人陳述実施を実施しない旨の通知書は、様式第 77 号とする。

- 4 条例第 20 条第 3 項に規定する参考人陳述要求書は、様式第 78 号とする。
- 5 条例第 20 条第 5 項に規定する参考人陳述聴取結果記録書は、様式第 79 号とする。
- 6 条例第 20 条第 5 項に規定する参考人陳述結果通知書は、様式第 80 号とする。

(鑑定)

- 第 17 条 条例第 21 条第 1 項に規定する鑑定申立書は、様式第 81 号とする。
- 2 条例第 21 条第 2 項に規定する鑑定実施通知書は、様式第 82 号とする。
 - 3 条例第 21 条第 2 項に規定する鑑定を実施しない旨の通知書は、様式第 83 号とする。
 - 4 条例第 21 条第 3 項に規定する鑑定要求書は、様式第 84 号とする。
 - 5 条例第 21 条第 4 項に規定する鑑定結果記録書は、様式第 85 号とする。
 - 6 条例第 21 条第 4 項に規定する鑑定結果通知書は、様式第 86 号とする。

(検証)

- 第 18 条 条例第 22 条第 1 項に規定する検証申立書は、様式第 87 号とする。
- 2 条例第 22 条第 2 項に規定する検証実施依頼書は、様式第 88 号とする。
 - 3 条例第 22 条第 4 項に規定する検証実施通知書は、様式第 89 号とする。
 - 4 条例第 22 条第 4 項に規定する検証を実施しない旨の通知書は、様式第 90 号とする。
 - 5 条例第 22 条第 6 項に規定する検証結果記録書は、様式第 91 号とする。

(質問)

- 第 19 条 条例第 23 条第 1 項に規定する質問申立書は、様式第 92 号とする。
- 2 条例第 23 条第 2 項に規定する質問実施通知書は、様式第 93 号とする。
 - 3 条例第 23 条第 2 項に規定する質問を実施しない旨の通知書は、様式第 94 号とする。
 - 4 条例第 23 条第 3 項に規定する質問書は、様式第 95 号とする。
 - 5 条例第 23 条第 4 項に規定する質問結果記録書は、様式第 96 号とする。

(提出書類等の閲覧等)

- 第 20 条 条例第 24 条第 1 項に規定する提出書類等閲覧等請求書は、様式第 97 号とする。
- 2 条例第 24 条第 2 項に規定する、閲覧等に関する意見聴取書は、様式第 98 号とする。
 - 3 条例第 24 条第 3 項に規定する閲覧等許可決定通知書は、様式第 99 号とする。
 - 4 条例第 24 条第 4 項に規定する閲覧等不許可決定通知書は、様式第 100 号とする。

(審理手続の併合又は分離)

- 第 21 条 条例第 25 条第 1 項に規定する審理手続併合通知書は、様式第 101 号とする。
- 2 条例第 25 条第 2 項に規定する審理手続分離通知書は、様式第 102 号とする。

(審理員による執行停止の意見書)

- 第 22 条 条例第 26 条に規定する執行停止についての意見書は、様式第 103 号とする。

(審理手続の終結)

- 第 23 条 条例第 27 条第 1 項に規定する審理員意見書等提出予定時期通知書は、様式第 104 号とする。
- 2 条例第 27 条第 2 項に規定する諮問に関する注意喚起書(審査請求人用)は、様式第 105

号とする。

3 条例第 27 条第 2 項に規定する諮問に関する諮問に関する注意喚起書(参加人用その 1) は、様式第 106 号とする。

4 条例第 27 条第 3 項に規定する諮問に関する諮問に関する注意喚起書(参加人用その 2) は、様式第 107 号とする。

(審理員意見書)

第 24 条 条例第 28 条に規定する審理員意見書は、様式第 108 号とする。

(諮問)

第 25 条 条例第 30 条第 2 項に規定する諮問決定通知書は、様式第 109 号とする。

2 条例第 30 条第 3 項に規定する諮問を行わない旨の通知書は、様式第 110 号とする。

(裁決書)

第 26 条 条例第 31 条に規定する裁決書は、様式第 111 号に準じて調製する。

(公示送達)

第 27 条 条例第 33 条第 2 項に規定する公示送達書は、様式第 112 号とする。

(処分の取消し等)

第 28 条 条例第 34 条第 2 項に規定する処分取消等の通知書は、様式第 113 号とする。

(証拠書類等の返還)

第 29 条 条例第 35 条第 1 項に規定する証拠物返還通知書は、様式第 114 号とする。

(不服申立ての公表)

第 30 条 条例第 38 条第 3 項に規定する不服申立処理状況公表書は、様式第 115 号とする。

(期日等の変更)

第 31 条 条例第 41 条第 1 項に規定する期日等変更申出書は、様式第 116 号とする。

2 条例第 41 条第 2 項に規定する期日等変更通知書は、様式第 117 号とする。

3 条例第 41 条第 2 項に規定する期日等を変更しない旨の通知書は、様式第 118 号とする。

(準用)

第 32 条 第 3 条から前条までに規定する様式は、市長又は審理員が必要と認めるときは、当該様式に準じたものとすることができる。

(不服申立ての方法)

第 33 条 条例第 38 条第 3 項に規定する不服申立ての処理状況の公表は、毎年度 1 回不服申立処理状況公表書を阿蘇市掲示板に掲示するとともに、不服申立処理状況公表書を電子データ化したものを阿蘇市ホームページに掲載することにより行う。

(電子メールで行うことのできる送達の種類)

第 34 条 条例第 39 条の規定にかかわらず、別表に掲げる手続については、特定電子メールの送信の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)第 2 条第 1 項に規定する電子メールにより行うことができる。

(委任)

第 35 条 この規則に定めるもののほか、審査請求に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた本市の処分又は申請にかかる不作為については、なお従前の例による。

別表(第 34 条関係)

電子メールにより行うことができる手続き

手続きの種類
審理員による手続
利害関係人の審理手続参加又は取下げについての審理関係人への通知
審理計画策定時における審理関係人への審理手続の予定次期等の連絡
口頭意見陳述の期日及び場所の通知
証拠書類等又は物件の提出者への受領通知及び審理関係人への受領についての連絡
審理員が決定した提出期限内に反論書及び証拠物が提出されない場合における催促状
物件の提出要求
参考人陳述又は鑑定求め
参考人陳述等に審理関係人を立ち合わせる場合の、審理関係人への日時及び場所の通知
検証のための立入許可依頼
検証場所の管理者等が検証に応じなかった場合の申立人等への連絡
検証の日時及び場所の申立人又はそのほか審理関係人への通知
審理関係人への質問の申立
参考人陳述、鑑定、検証、質問の審理手続を終了した旨等の通知
提出書類等の閲覧等の可否についての提出者の意見等の照会
提出書類等の閲覧等の可否についての提出者の意見等
審理手続の併合・分離についての審理関係人への通知
審理手続終結及び審理員意見書等の提出予定時期についての審理関係人への通知
審理関係人等による手続
口頭意見陳述の実施の申立
口頭意見陳述における補佐人帯同の許可申請
書類そのほかの物件の提出要求
審理関係人への質問